

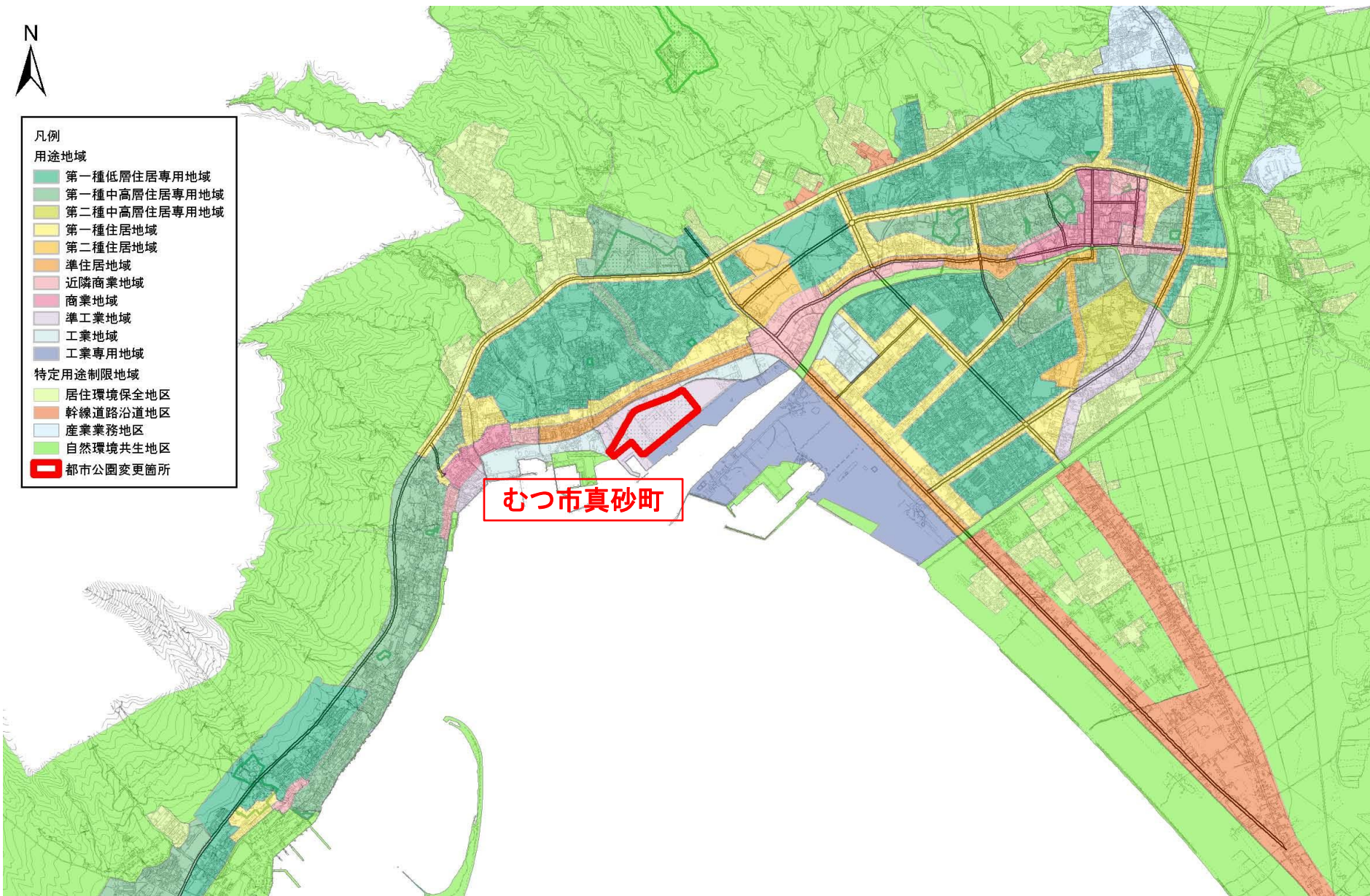
むつ都市計画公園の変更  
おおみなと臨海公園の追加について

案説明書

平成29年4月27日

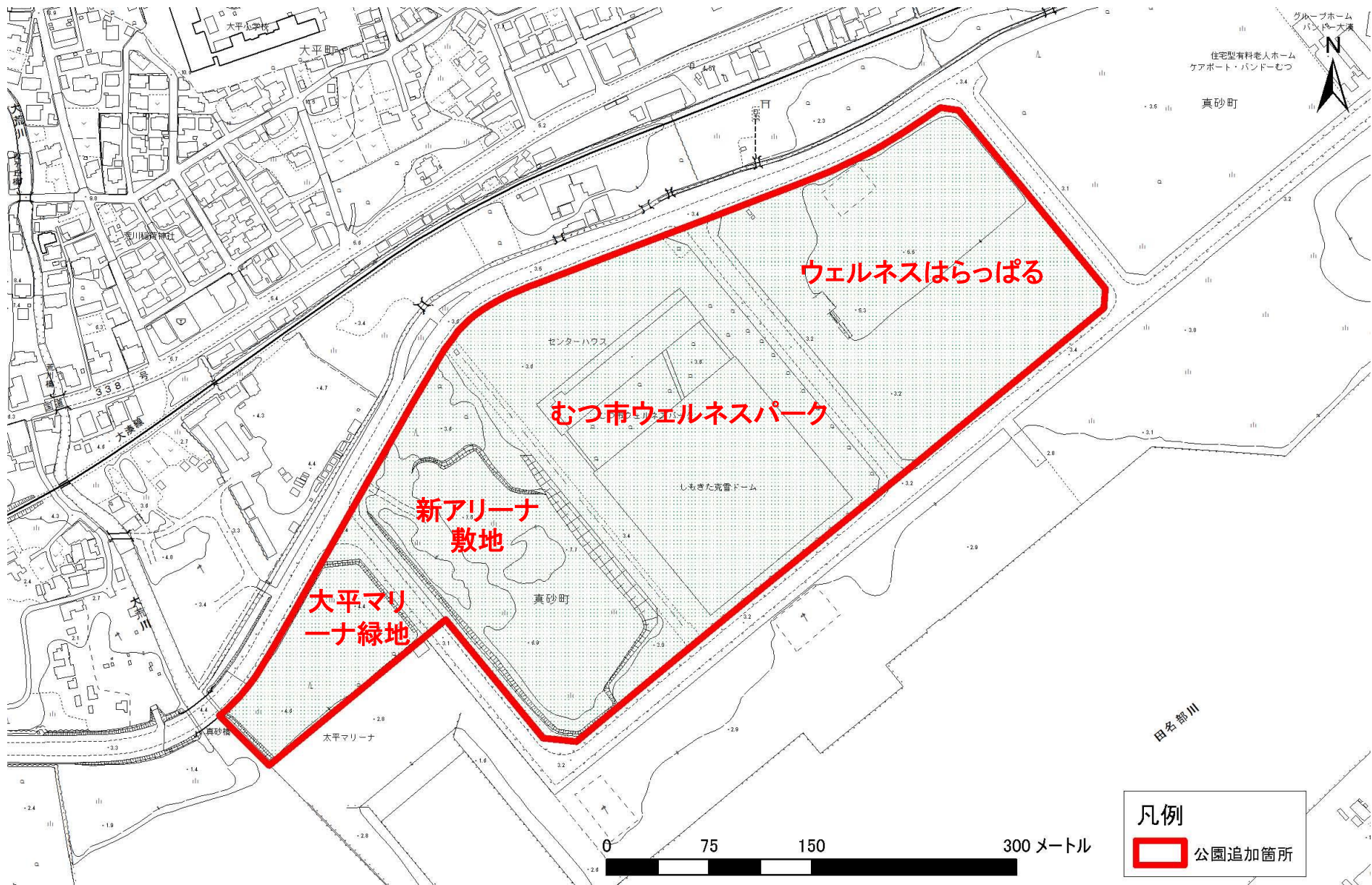
# 位置について

# 位置図①





# 位置図②



# 都市づくりの方針

# 都市づくりの方針

## むつ市都市計画マスタープランでの位置づけ

### 【土地利用の方針】

克雪ドーム周辺は、地域住民の交流の場となるレクリエーション施設などの集積・誘導を目指します。

### 【都市施設の方針】

#### ①公園・緑地

克雪ドーム周辺は、公園的土地利用の推進を図ります。

#### ②公益的施設

克雪ドームは、市民の交流レクリエーションの拠点として維持・保全を図ります。

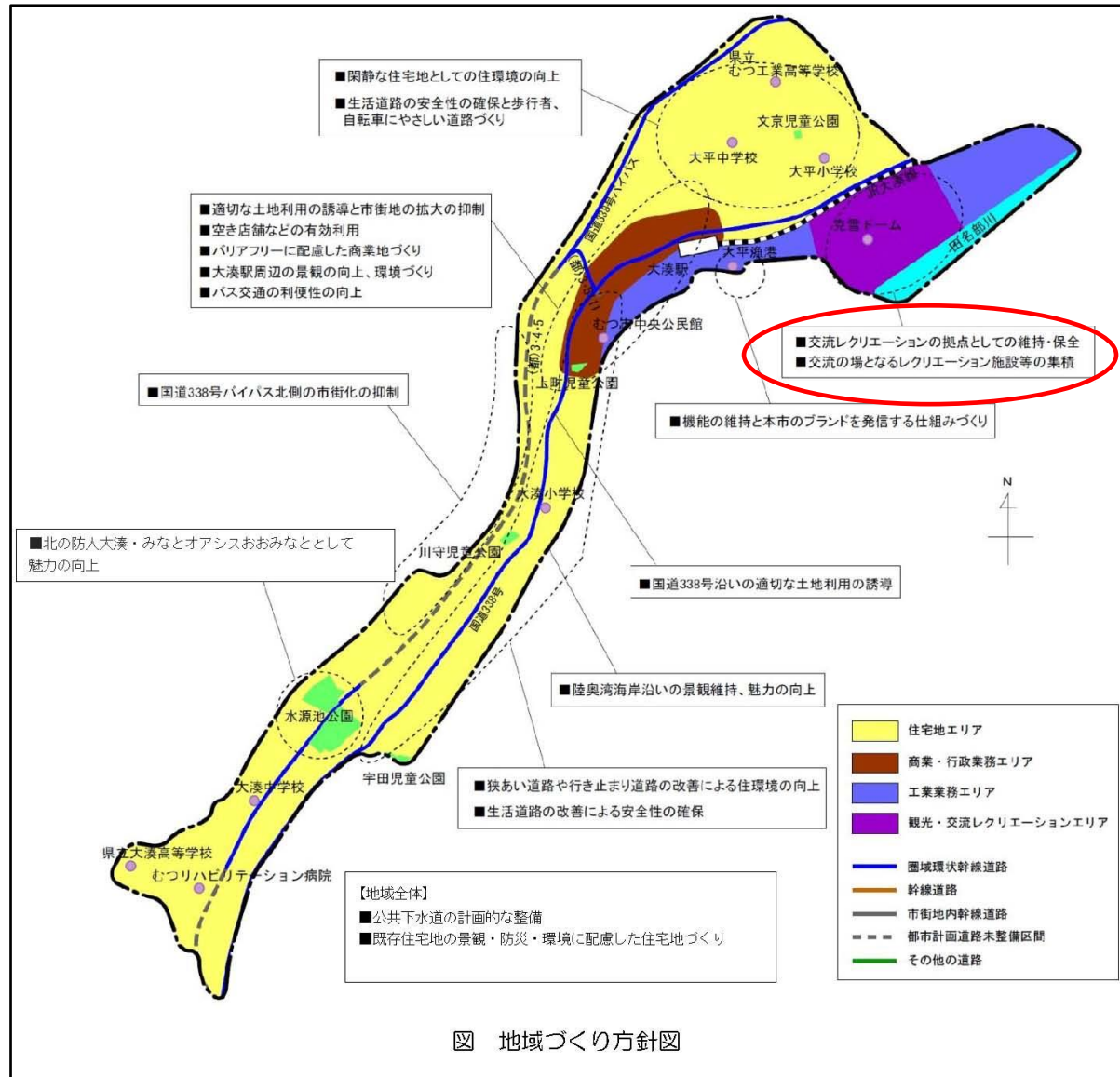


図 地域づくり方針図

# 当該地区の概要

## 当該地区の特徴

### むつ市国土強靱化地域計画(平成27年12月策定)

- 建設予定の新アリーナについて、救援物資の二次集積所及び救護所等の防災機能を有する施設として早期建設を目指す。

### むつ市地域防災計画(平成20年1月修正)

- むつ市ウェルネスパーク及びウェルネスはらっぱるを広域避難場所として指定している。

### みなとオアシスおおみなと(平成27年8月登録)

- 地域住民の交流や観光の振興を通じた地域の活性化に資する「みなと」を核としたまちづくりを促進し、住民参加による地域振興の取り組みが継続的に行われる施設として、登録されている。

### むつ市立地適正化計画(平成29年2月公表)

- 当該地区は居住誘導区域に指定され、周辺には大湊地区及び中央地区の都市機能誘導区域が指定されている。都市公園については、都市機能誘導区域に隣接する箇所について、公園施設等の機能向上により区域の優位性を高めることとした取組方針が示されている。



当該地区は、むつ市における防災上重要な地区及び地域活性化の拠点となっている。



都市公園とした総合公園とする



○当市における防災上重要な地区及び地域活性化拠点としての機能強化を図る。

○コンパクトなまちづくりにあたっての重要な都市施設として位置づけ、魅力の向上を図り、良好な都市環境を構築する。

# 都市計画変更案



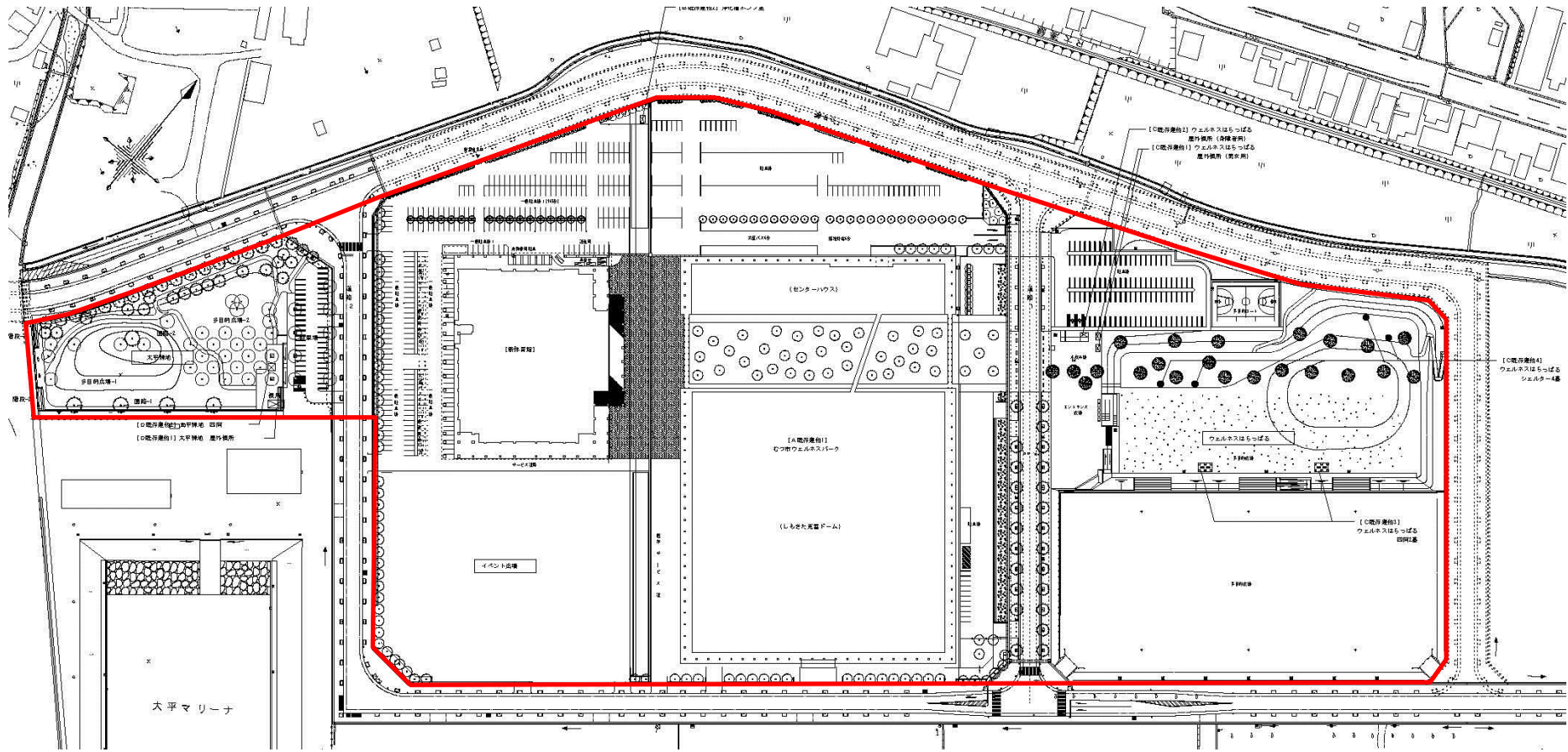
種 別：総合公園  
番 号：5・5・1号  
名 称：おおみなと臨海公園  
位 置：むつ市真砂町  
面 積：13.8ヘクタール

公園施設：園路及び広場、修景施設、休養施設、運動施設、  
便益施設、管理施設

変更理由：

既存施設、新アリーナ敷地及び大平マリーナ緑地などを、都市公園とした総合公園にすることにより、むつ市における防災上重要な地区及び地域活性化拠点としての機能強化を図るとともに、コンパクトなまちづくりにあたっての重要な都市施設として位置づけ、魅力の向上を図り、良好な都市環境の構築をするものである。





**園路及び広場** 都市公園法第2条第2項第1号

- 園路、広場

**修景施設** 都市公園法第2条第2項第2号

- 植栽、芝生、花壇など

**休養施設** 都市公園法第2条第2項第3号

- 休憩所(四阿、シェルター)、ベンチなど

**運動施設** 都市公園法第2条第2項第5号

- 克雪ドーム、センターハウス、新アリーナ、多目的コート

**便益施設** 都市公園法第2条第2項第7号

- 駐車場、便所、水飲場など

**管理施設** 都市公園法第2条第2項第8号

- 掲示板、標識、照明施設、くず箱など

# むつ市都市公園条例の改正

## 公園施設の建築面積

## ○公園施設の建築面積

①むつ市ウェルネスパーク: 21,676.45m<sup>2</sup>

(ドーム、センターハウス、浄化槽ポンプ室)

②ウェルネスはらっぱる: 73.13m<sup>2</sup>

(屋外便所(男・女・身障者用)、四阿2基、シェルター4基)

③大平マリーナ緑地: 43.77m<sup>2</sup>

(屋外便所、四阿)

④新アリーナ: 8,499.72m<sup>2</sup>

合計: 30,293.07m<sup>2</sup>

## ○公園施設の建ぺい率

・公園面積 138,000.00m<sup>2</sup>

・建築面積 30,293.07m<sup>2</sup>

∴建ぺい率  $30,293.07 \div 138,000.00 \times 100 = \underline{21.95\%}$

## むつ市都市公園条例第4条(公園施設の建築面積の基準)

### 現 行 ( 要 約 )

- 第1項 一の都市公園に公園施設として、当該公園の敷地面積の100分の2を限度として建築可能。
- 第2項 休養施設、運動施設、教養施設、備蓄倉庫は、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として建築可能。

第4条第1項と第2項を合わせ、公園敷地面積の100分の12まで建築可能

**不適合**

### 改 正 案 ( 要 約 )

- 第1項 一の都市公園に公園施設として、当該公園の敷地面積の100分の2を限度として建築可能。
- 第2項 休養施設、運動施設、教養施設、備蓄倉庫は、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として建築可能。  
⇒運動施設として総合公園に設けられるものは、100分の20を限度として建築可能。

第4条第1項と第2項を合わせ、公園敷地面積の100分の22まで建築可能

**適合**

おおみなと臨海公園  
100分の21.95

第232回定例会(H29.6月)  
条例改正案の提案



# 新アリーナについて

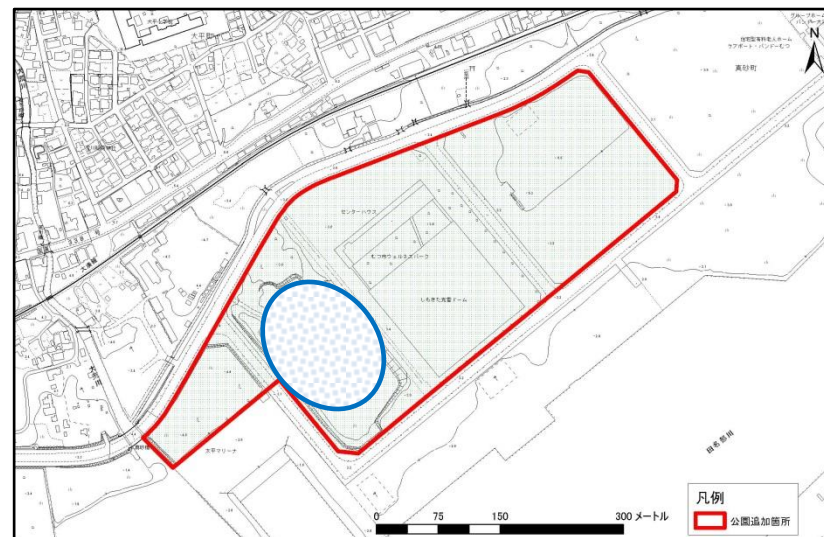
## ◆スケジュール

平成28年度～平成29年度

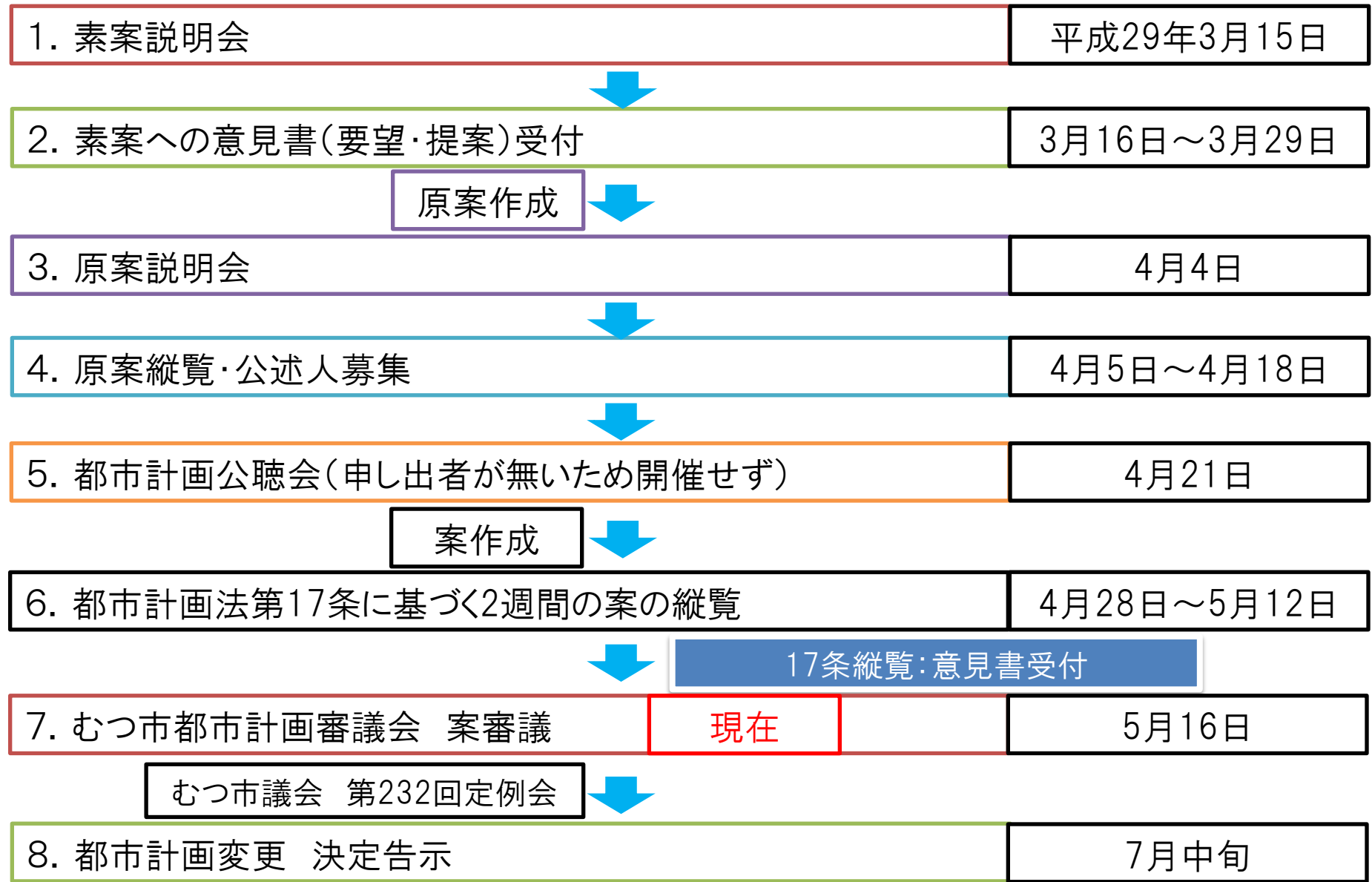
基本設計・実施設計

平成30年度～平成31年度

建設工事



# 今後の予定





## (都市公園法第2条の2) 当該都市公園の供用開始の公告

### 【平成29年度～】

- 管理協定の締結に向け、青森県と協議  
都市公園と港湾施設が相互に効用を兼ねる箇所について、港湾管理者である青森県との管理協定の締結に向けた協議を進める。(都市公園法第5条の2)

### 【平成30～31年度】

- 新アリーナ建設工事

### 【平成31年度(新アリーナ建設工事完成後)】

- 青森県との管理協定の締結
- 都市公園開設についての公告 → 供用開始